平成２３年（フ）第１７号
兵庫県丹波市春日町黒井2273番地
債務者　アダチショップこと　足立　　功
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
熊本県水俣市平町２丁目６番７号
債務者　倉本　宗也
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５０４号
北海道江別市東野幌町11番地の６
債務者　松永　国博
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　　幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
北海道帯広市西14条南17丁目１番地　緑ヶ丘団地２号棟224号室
債務者　佐野　美加
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
愛知県刈谷市泉田町宮前28の２、住民票上の住所名古屋市港区宝神２丁目908番地の２宝勝ハイツ401号
債務者　田澤　靖博
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
秋田県能代市出戸本町１番５号　コーポ佐藤206号
債務者　佐藤　智哉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７５号
函館市神山３丁目11番16号
債務者　荒木　正光
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
函館市神山３丁目11番16号
債務者　荒木真由美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
山形県東根市若木通り２丁目７―14号　米屋住宅２、前住所山形県東根市中島東通り56号
債務者　森谷　貞夫
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
岩手県下閉伊郡山田町境田町21番５号
債務者　貫洞　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第８９８号
愛知県安城市今本町２丁目４番16号　仲畔荘201
債務者　田中　道代
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
熊本県八代市日奈久竹之内町2630番地
債務者　浅見真佐美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４号
岡山県新見市大佐小阪部559番地
債務者　金谷　和雄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午前11時30分
岡山地方裁判所新見支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第９９１７号
大阪府門真市大字三ツ島1798番地の１―308
破産者　山田　眞誠
1　主文　当裁判所が平成23年１月21日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪府門真市大字三ツ島1729―１―308、住民票上の住所大阪府門真市江端町１番12号」とあるのを「大阪府門真市大字三ツ島1798番地の１―308」と更正する。
2　決定年月日　平成23年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正並びに免責意見申述期間の伸長

平成２２年（フ）第６５号
千葉県鴨川市畑696番地
破産者　石井　純子
1　主文　当裁判所が平成23年２月４日午後０時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県館山市畑696番地」とあるのを「千葉県鴨川市畑696番地」と更正する。免責意見申述期間を平成23年４月28日まで伸長する。
2　決定年月日　平成23年３月11日
千葉地方裁判所館山支部